

宮城県国民健康保険運営方針(案)に対する第1回国民健康保険運営協議会での意見

資料3-2

通し No	運営方針案の該当 (関連)箇所	意見概要	意見	回答
1	P22, 23 第6章 医療費の適正化の取組に関する事項	健康づくりに関わる業務について、県と協会けんぽの更なる連携を図っていききたい。	これまでも県と協会けんぽは覚書を締結し、健康づくりを推進しているが、今後さらに特定健診や特定保健指導をはじめ、その他の健康づくりに関わる業務の連携をより図っていくことが非常に必要だと思う。	御意見を参考に、市町村の意見も踏まえ、運営方針案を補足し、修正することといたしました。
2	P22, 23 第6章 医療費の適正化の取組に関する事項	健康づくりへの協力という記載があってほしい。	運営方針案には、健康づくりへの協力という記載があってほしい。	御意見を参考に、市町村の意見も踏まえ、運営方針案を補足し、修正することといたしました。
3	P22, 23 第6章 2医療費の適正化に向けた取組	特定保健指導実施率が低いので、県全体として特定保健指導に取り組んでいく必要がある。	特定健診受診率は高く特定保健指導実施率が低いのは、宮城県全体の課題なので、県全体として特定保健指導に取り組んでいく必要がある。	御意見を参考に、市町村の意見も踏まえ、運営方針案を補足し、修正することといたしました。
4	P22, 23 第6章 2医療費の適正化に向けた取組	後発医薬品使用の数値目標を明記すべき。	後発医薬品の使用促進について、案のような記載だけでなく、ある程度数値目標を明記することも必要ではないか。	運営方針案第6章3では、「各市町村は、第3期宮城県医療費適正化計画(平成30年度から35年度)に定められた取組の内容及び目標を踏まえ、医療費適正化に取り組むこととする。」と記載しています。 なお、今年度末に作成予定のこの計画には、後発医薬品の具体的な使用促進策や数値目標が記載されることとなっております。
5	P22, 23 第6章 2医療費の適正化に向けた取組	後発医薬品使用の数値目標は、どこに設定するのが適切かの判断が難しい。	後発医薬品の使用について目標を掲げるのは大事だが、目標をどこに設定することが適切なかの判断することも難しいのではないかと。	No. 4に記載のとおりです。

通し No	運営方針案の該当 (関連)箇所	意見概要	意見	回答
6	P22, 23 第6章 2医療費の適 正化に向けた取組	後発医薬品の使用 促進のためには、数 値目標だけ設定し ても意味がない。	後発医薬品の使用促進のためには、 数値目標だけ設定しても意味がない。後 発医薬品の使用促進のみを国保運営方 針に記載し取り組んでも、結果として「最 終的には製薬会社が儲けただけではな いか。」との声が出てくるのが想定され る。このようなことにも配慮して取り組ま ないと後発医薬品の使用割合は上がら ない。	No. 4に記載のとおりです。
7	P22, 23 第6章 2医療費の適 正化に向けた取組	後発医薬品の普及 には、正確な情報を 医療機関等へお知 らせする必要がある。	後発医薬品について、診療する現場 で奏功状況等の正確な情報が得られ ず、安全策として先発医薬品を選択す る、という意見もあるので、後発医薬品の 普及には、正確な情報を医療機関等へ お知らせする必要がある。	御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
8	P22, 23 第6章 2医療費の適 正化に向けた取組	医療費の適正化に は、後発医薬品の使 用割合に全国的な 差があることも大き な問題。	医療費の適正化には、後発医薬品の 使用割合に全国的な差があることも非常 に大きな問題。使用割合が低い県と高 い県にバラつきがあつて、さらに使用頻 度にも差がある状態なので、まず現状を 適正化していくことが大きな課題。	御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
9	P25 第8章 保健医療サービス及 び福祉サービスに関 する施策その他の関 連施策との連携に関 する事項	被用者保険と国民健 康保険のデータの連 携により、非常に大 きなデータになる。	被用者保険も大量のデータを保有して いるので、このデータと国民健康保険の データをどのようにドッキングして、どの ように分析していくかが、県内の医療分析 等を含めての非常に大きなデータにな ると考える。	御意見を参考に、市町村の意見も踏まえ、運営方針案を補足し、修正 することいたしました。

通し No	運営方針案の該当 (関連)箇所	意見概要	意見	回答
10	P25 第8章 保健医療サービス及 び福祉サービスに関 する施策その他の関 連施策との連携に関 する事項	被用者保険と国民健 康保険のデータを、 様々な健康づくりに 活用できればよい。 市町村が進めやす い環境整備が必要。	この機会に国民健康保険のデータと被 用者保険のデータを、より様々な健康づ くりを活用できればよいと考える。協議を 進めて、市町村が進めやすい環境を整 備していくことが必要。	御意見を参考に、市町村の意見も踏まえ、運営方針案を補足し、修正 することいたしました。